

こまったときはすぐ相談!

消費者ホットライン ☎ **188** (局番なし)

※最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。IP電話、PHSからはご利用いただけません。



概要版

市町村の相談窓口

高知市消費生活センター	088 - 823 - 9433		
南国市消費生活センター	088 - 880 - 6205		
幡多広域消費生活センター	0880 - 34 - 6301		
室戸市産業振興課	0887-22-5154	本山町まちづくり推進課	0887-76-3916
安芸市商工観光水産課	0887-35-1011	大豊町プロジェクト推進室	0887-72-0450
土佐市未来づくり課	088-852-7679	土佐町産業振興課	0887-82-2450
須崎市元気創造課	0889-42-3951	大川村総務課	0887-84-2211
宿毛市企画課	0880-63-1165	いの町産業経済課	088-893-1115
土佐清水市観光商工課	0880-82-1212	仁淀川町産業建設課	0889-35-1083
四万十市環境生活課	0880-35-4147	中土佐町水産商工課	0889-52-2473
香南市商工水産課	0887-57-7520	佐川町町民課	0889-22-7706
香美市産業振興課	0887-53-1084	越知町産業課	0889-26-1105
東洋町産業建設課	0887-29-3395	梶原町産業振興課	0889-65-1250
奈半利町住民福祉課	0887-38-4204	日高村産業環境課	0889-24-4647
田野町まちづくり推進課	0887-38-2813	津野町町民課	0889-55-2314
安田町町民生活課	0887-38-6712	四万十町にぎわい創出課	0880-22-3281
北川村産業課	0887-32-1221	大月町まちづくり推進課	0880-73-1181
馬路村健康福祉課	0887-44-2112	三原村総務課	0880-46-2111
芸西村経済建設課	0887-33-2113	黒潮町産業推進室	0880-43-2113

(平成29年4月現在)

県の相談窓口

高知県立消費生活センター ☎ **088-824-0999**

高知市旭町3丁目115 こうち男女共同参画センター「ソーレ」2階 相談受付時間：日曜日・月曜日～金曜日 9:00～16:45

高知県消費者教育推進計画 概要版

高知県文化生活スポーツ部 県民生活・男女共同参画課  
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
TEL.088-823-9653 FAX.088-823-9879  
ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/>

※平成29年4月から部名が変わりました。



高知県消費者教育推進計画

(平成29年度～平成34年度)



くまっちゃん  
©高知県立消費生活センター

平成29年3月

高知県





## 1 計画策定の目的

県では誰もが消費者教育を受けられるよう、様々な場で消費者教育を受ける機会を提供し、被害に遭わない自立した消費者（自ら気づき、判断し、行動することができる消費者）にとどまらず、よりよい社会の発展に寄与する消費者を育成するために、市町村や学校教育、関係団体など様々な主体との連携・協働のもと、消費者教育を総合的、体系的に推進していくことを目的として、「高知県消費者教育推進計画」を策定します。



## 2 計画の位置付け

消費者教育の推進に関する法律第10条に基づき、同法の趣旨及び国の基本方針を踏まえて策定する計画です。



## 3 計画期間

平成29年度から平成34年度までの6年間を計画期間とし、3年で中間的な見直しを行います。



## 4 重点的に取り組む施策

### 1 高齢者の消費者被害の防止

高齢者の特性や高齢者が遭いやすい消費者被害の実態に即した注意喚起や情報提供を行うとともに、地域の見守りネットワークの中でも消費者教育を推進します。

### 2 若者（高校生・大学生等）に対する消費者教育の推進

大人になったばかりの若者は様々な消費者トラブルに遭いやすい傾向にあることから、自立した賢い消費者を育成するため、若者への消費者教育を推進します。

### 3 消費者被害・トラブルを潜在化させない取組の推進

消費者トラブルや被害を防ぎ、潜在化させないために、事例等の情報提供や相談窓口の周知を行います。

### 4 インターネット利用に伴うトラブルへの対応強化

スマートフォンやタブレット等、様々な情報通信機器が急速に普及し、新しいサービスが次々登場するなか、インターネットの利用に伴う消費者トラブルに対応するために、消費者教育や最新の情報提供を行います。



## 5 消費者教育の基本的な方向と内容

国の基本方針に基づき、4つの基本的な方向で消費者教育を推進します。

### 1 ライフステージや消費者の特性・場の特性に応じた切れ目のない対応

#### ● 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等

- 学習指導要領に基づいた消費者教育の推進
- 若年者向け消費生活講座の実施
- 若者向け啓発冊子の作成・配布

#### ● 大学・専門学校等

- 若年者向け消費生活講座の実施（再掲）
- メール配信やSNSを活用した啓発・情報提供 ほか

#### ● 地域

- 高齢者向け等消費生活講座の実施
- 地域見守り情報の発信
- 高齢者・障害者を地域で支えるためのネットワークの活用
- 相談窓口の周知
- 災害に便乗した悪質商法等の情報提供
- 特殊詐欺被害防止のための広報啓発 ほか

#### ● 家庭

- 子どもの事故防止に向けた情報発信
- インターネット利用における親と子のルールづくりの推進

#### ● 職域

- 消費生活に関する情報提供
- 事業者の実施する消費者教育の取組紹介

### 2 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用

- 教職員への研修の実施
- 暮らしのサポーターの育成・支援
- 食の安全・食品表示に関する普及・啓発
- 消費者教育の調整役の育成 ほか

### 3 各主体との連携・協働

- 市町村との連携・協働
- 学校教育との連携・協働
- 消費者団体、事業者・事業者団体との連携・協働

### 4 他の消費生活に関連する教育との連携

- 環境教育との連携
- 食育との連携
- 防災教育との連携 ほか



## 6 計画の推進体制

市町村を始め、教育機関、消費者団体、事業者・事業者団体等の関係機関と情報交換や連携しながら、計画に掲げた取組を実施します。

また、高知県消費者教育推進地域協議会（高知県消費生活審議会）の意見を聞きながら計画の策定や修正について協議していきます。